○国土交通省告示第五百九十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年四月七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月六日　国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5045号	救難食糧　T－V型	お染あられ本舗代表　高濱桂二	大阪府大阪市阿倍野区旭町3丁目4－5－108

○国土交通省告示第六百号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年四月二十五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月六日　国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第F－457号	仕切り電線貫通部（A60級）	ロクマリンーデッキ	古河電工産業電線株式会社	東京都荒川区東日暮里6丁目48番10号
第F－458号	〃	ロクマリンーバルクヘッド	〃	〃

○国土交通省告示第六百一号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十三年四月二十七日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月六日　国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第2973号	救命浮環	PC－25型	日本救命器具株式会社	① 構造の変更 ② 浮力材の発泡倍率の変更

○国土交通省告示第六百二号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十三年四月二十七日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月六日　国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4407号	船外機（小型船舶用）	68V	ヤマハ発動機株式会社	① 吸気の構造の変更 ② 外観の変更 ③ シフトカムの構造の変更 ④ 燃料配管の材質の変更 ⑤ 全負荷時の点火時期の変更

○国土交通省告示第六百三号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十三年四月二十八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月六日　国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容
第4414号	船外機（小型船舶用）　11502F	スズキ株式会社	燃料噴射装置の変更
第4465号	〃　14002F	〃	① 燃料噴射装置の変更 ② 減速ギヤの変更
第4842号	〃　10002F	〃	燃料噴射装置の変更

○国土交通省告示第六百四号

次の型式に係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づく型式承認は、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月十六日付けをもって失効したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月六日　国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第3751号	救難食糧	T－V型	お染あられ本舗代表　高濱トシェ	大阪府大阪市阿倍野区旭町3丁目4－5－108

○関東地方整備局告示第二百七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月六日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百九十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
市川市高谷二丁目二三番一から同市高谷二丁目二〇番三地先まで	前	一〇二・二九～一〇六・三八メートル	〇・〇二八キロメートル
	後	一〇二・六〇～一一五・五六メートル	〇・〇二八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第二百七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月六日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市高谷二丁目五二八番一から同市高谷三丁目八八四番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年六月六日